

3/16  
まで

## 確定申告の受付をしています

令和元年分所得税の確定申告を行政区ごとに行っています。3月の申告会場等は右のとおりです。3日から6日までは、役場大会議室での申告はできませんのでご注意ください。

### ■必要な書類

- ・源泉徴収票（コピー不可）
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証など身分証明書
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの（本人名義）
- ・健康保険料や介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書など

### ■住民税申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

※確定申告に関する詳細は、広報とうべつ2月号p.8～p.9に掲載しています。

### ■日程・必要書類等は

役場税務課税務係（☎ 23 - 2332）

### ■所得税の内容等は

札幌北税務署（☎ 011 - 707 - 5111）

月 日	行政区		会 場
	9時～11時30分	13時～16時	
3/2月	中小屋・東裏		役場大会議室
3火	当別太・高岡	太美寿	西当別 コミセン
4水	太美東・太美西	スウェーデンヒルズ	
5木	太美スターライト・獅子内	太美南	
6金	太美北	太美中央	役場 大会議室
9月	茂平沢・弁華別		
10火	川下右岸・川下左岸・対雁		
11水	緑町・東町		
12木	みどり野・樺戸町		
13金	春日町		
16月	若葉・弥生		

※上記日程でご都合が悪い方は、都合の良い日に申告することも可能です（連絡不要）。

## 国民年金

## 保険料の前納と学生納付特例申請

■問合せ 住民課戸籍年金係  
（☎ 23 - 2463）

### 【国民年金保険料は前納がお得です！】

令和2年度の国民年金保険料は月額16,540円です。保険料の納付は「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」がお得です。また、納付書やクレジットカードによる納付よりも口座振替の方が、割引額が多くお得です。口座振替での前納の申込みは、2月末で一部終了していますが、6カ月前納（10月～翌年3月分）は8月末まで手続きが可能です。

納付方法	割 引 額			
	1カ月（早割）	6カ月前納	1年前納	2年前納
納付書・クレジットカード	—	810円	3,520円	14,590円
口座振替	毎月50円 （年間600円）	1,130円	4,160円	15,840円

### 【国民年金保険料学生納付特例の申請について】

令和元年度に保険料納付を猶予されている学生の方で、令和2年度も引き続き在学予定の方には、3月末にハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくと、令和2年度の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、年金事務所までお問合せください。

### ■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 3月19日（木）10時～15時
  - ・場所 商工会館（錦町） ・主催 札幌北年金事務所（相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133）
- ※相談は予約制で、代理人が相談する場合は委任状等が必要です。

**予 防  
接 種**

## 高齢者肺炎球菌予防接種 受け忘れのないようご注意を！

■問合せ  
保健福祉課健康推進係  
(ゆとろ内・☎ 23 - 4044)

肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌による肺炎や肺炎による合併症などの病気の予防効果が期待できます。該当となる生年月日の方が定期接種の対象となるのは、今年度限りです。また、今年度に限り 100 歳以上の方も対象となります。

▼料金 2,500 円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.26）に掲載の医療機関で接種できます。
- ・接種希望者は、医療機関へ事前に予約してください。
- ・入院または入所中などで町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にご連絡ください。
- ・接種回数は 1 回です。これまでに肺炎球菌予防接種を受けたことのある方は、対象外です。

▼接種期間 令和 2 年 3 月 31 日まで

▼対象者

誕生日前でも接種が可能です。

①次の年齢（生年月日）の方

- ・65 歳（昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生）
- ・70 歳（昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日生）
- ・75 歳（昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日生）
- ・80 歳（昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日生）
- ・85 歳（昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 10 年 4 月 1 日生）
- ・90 歳（昭和 4 年 4 月 2 日～昭和 5 年 4 月 1 日生）
- ・95 歳（大正 13 年 4 月 2 日～大正 14 年 4 月 1 日生）
- ・100 歳以上（大正 8 年 4 月 2 日以前生まれ）

②60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方（身体障害者手帳 1 級程度）

**特 定 健 診**

### 特定健康診査受診券の 有効期限が迫っています！

「具合が悪くなったら病院に行けばよい」と健診を後回しにしていますか？「体調が悪い」と感じた時には、糖尿病や高血圧などの生活習慣病が進行し、重症化している可能性があります。年齢とともに身体は変化していきま。年に一度は健診を受け、目に見えない身体の変化を確認することが大切です。対象の方には特定健康診査受診券（緑色）を発行し、送付しています。

▼対象者 令和元年度中に、40 歳～74 歳になる当別町国民健康保険に加入している方

▼受診券の有効期限 3 月 31 日

▼健診の受け方 町内の 5 医療機関ほか、江別市立病院、北海道医療大学病院で受診でき、北海道

対がん協会札幌がん検診センターではがん検診も合わせて受けられます。北海道医療大学病院、札幌厚生病院では、人間ドックとして受診ができます。詳しくは、健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.26）や町ホームページをご確認ください。

※受診券がお手元にない方は、再発行できます。健康推進係までご連絡ください。

▼問合せ 保健福祉課健康推進係  
(ゆとろ内・☎ 23 - 4044)

**検 診**

### 胃がん検診の対象者等が 変わります！

4 月 1 日から厚生労働省の示す指針の変更に伴い、胃がん検診（置バリウム検査）の対象者等を変更します。

＜3 月 31 日まで＞

対象者：40 歳以上  
受診間隔：毎年

＜4 月 1 日から＞

対象者：50 歳以上  
受診間隔：2 年に 1 回

▼問合せ 保健福祉課健康推進係  
(ゆとろ内・☎ 23 - 4044)

**注 意**

### エゾシカの一斉有害駆除を 実施します

エゾシカによる農林業被害を防止するため、3 月 31 日までの期間内の休日に、町有林道伊達山縁近辺で、一斉駆除を実施します。事故防止のため、入林はお控えください。

▼問合せ 一般社団法人北海道猟友会当別支部 (☎ 27 - 5620)

## 後期高齢者 医療制度

## 高額介護合算療養費

### ■問合せ

住民課国保・後期高齢者  
医療係 (☎ 23 - 2467)

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。役場の担当窓口への申請手続きが必要です。

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合には支給されません。

### 【自己負担限度額表】

計算期間：平成30年8月1日～令和元年7月31日

負担割合	区分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
1割	一般		56万円
	住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※該当と思われる方には、3月中旬以降に申請案内を送付予定ですので、忘れずに提出してください。

## 国保

### 国民健康保険の 加入・脱退手続き等

#### 【国民健康保険の加入・脱退手続きは、お済みですか】

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない方は、すべての人が加入する制度です。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。「社会保険等資格喪失証明書、加入する方全員のマイナンバーがわかるもの」が必要です。

また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合には、『脱退の手続き』を行ってください。「国保を脱退する方全員の保険証、全員のマイナンバーがわかるもの」が必要です。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではなく、ご自身での手続きが必要です。

#### 【進学で転出する場合の国保は？】

進学するために当別町から転出する場合、大学等に在学している

間は、当別町から住所を移しても引き続き当別町国保に加入することができます。役場窓口で手続きが必要ですので、「身分証明書、在学が確認できる書類（在学証明書、学生証の写しなど）、印鑑、世帯主と転出する方のマイナンバーがわかるもの」を持参してください。

▼**問合せ** 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

## 推 薦

### 交通安全特別優良運転者を 推薦してください

町交通安全推進委員会では、町民の交通安全に対する関心を高めようするため、「交通安全特別優良運転者表彰」を行っています。

▼**表彰対象** 交通事故、交通違反歴ともに、20年以上無い方

▼**提出書類** 申込書、無事故無違反証明書など

▼**推薦期限** 3月27日(金)

▼**提出先・問合せ** 当別町交通安全推進委員会(環境生活課内・☎ 23 - 2711)

## 申 請

### 児童手当を受けるには 申請が必要です

児童手当は中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。手当を受けるには養育している方の申請が必要です。出生や転出入等が生じた場合は15日以内に(公務員は勤務先で)手続きをしてください。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられない場合があります。

#### ▼申請時に必要なもの

- ・印鑑(スタンプ印を除く)
  - ・家族全員の健康保険証の写し
- ※その他必要に応じて提出するものもあります。

#### ▼支給額(月額)

年齢区分	児童手当	※特例給付
3歳未満	15,000円	
3歳以上 ~小学校 修了前	第1・2子 10,000円	一律 5,000円
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	※所得制限 限度額以上

▼**問合せ** 保健福祉課福祉係(ゆとり内・☎ 23 - 3019)

**税 金**

**自動車・軽自動車の  
住所変更等は3月中に**

**【自動車税種別割】**

4月1日現在の登録に基づいて課税されます。引っ越しで住所が変わった時、自動車を売買した時や使用しなくなった時は北海道運輸局札幌運輸支局で手続きが必要です。納税通知書を確実にお届けするために、**3月中に**手続きをしてください。住所変更の手続きが間に合わない時は、札幌道税事務所に連絡するか、道税ホームページから手続きをしてください。

**▼手続き・問合せ**

- ・北海道運輸局札幌運輸支局  
(☎ 050 - 5540 - 2001)
- ・札幌道税事務所  
(☎ 011 - 746 - 1197)

**【軽自動車税種別割】**

定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・住所変更・譲渡等の手続きは、**3月中**に行ってください。所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。軽自動車税は月割課税ではありませんので、手続きを忘れると1年分の税金を納めることとなりますので、注意願います。

**▼手続き等を行う機関**

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・125cc以下の原動機付自転車</li> <li>・小型特殊自動車（トラクター、ホイルローダー等）</li> <li>・ミニカー（三輪以上20cc超）</li> </ul> <p><b>▼申告先</b> 役場税務課税務係<br/>(☎ 23 - 2332)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽三輪自動車、軽四輪自動車</li> </ul> <p><b>▼申告先</b> 札幌地区軽自動車協会<br/>(☎ 011 - 768 - 3955)</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・125cc超のバイク</li> </ul> <p><b>▼申告先</b> 北海道運輸局札幌運輸支局 (☎ 050 - 5540 - 2001)</p>  |
- ▼詳細** 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

**募 集**

**人材育成基金活用推進事業の  
申請を受け付けます**

町では、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進する人材を育成するため、自らが考えて行う地域づくり事業に対して、補助金を交付しています。詳細は町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

**▼補助対象者** 当別町に1年以上在住または勤務している方や、これらの方で構成する団体。

**▼補助対象事業** 令和2年度中に実施する次のようなもの。

- ①自己形成のための教育・文化・産業等における調査研修事業
- ②スポーツや文化・経済活動による交流事業
- ③地域の活性化や文化・教養を高めるための講演会等の事業

**▼申請方法** 企画課で配布する申請書等を提出してください。町

ホームページからもダウンロードできます。

- ▼申請期限** 4月17日（金）
- ▼問合せ** 企画課企画振興係  
(☎ 23 - 3042)

**変 更**

**家庭ごみの分別区分などが  
変わります**

4月1日から、①皮革類・ゴム類の分別区分、②スプレー缶類の収集回数などが変わります。詳しくは、広報とうべつ3月号と共に配布する「美観・好感・当別かわら版」をご覧ください。

**▼詳細** 環境生活課環境対策係  
(☎ 23 - 2503)



**公益財団法人北海道市町村振興協会の助成を活用して**

**防災研修を実施しました！**

町では、近年多発している災害に備えるため、住民向けの「防災セミナー」と職員向けの「防災研修会」を今年度に計4回実施しました。

住民向けの防災セミナーでは、防災に必要な要素である「自助・



1月29日実施  
職員向け防災研修会の様子

共助・公助」について、ワークショップや図上演習を通して意見を出し合い、個々の立場での役割について理解を深め、日ごろからの備えにつなげることができました。職員向けの防災研修会では、災害を想定し個々の防災意識を一層高め、組織の体制づくりを考えました。

**▼詳細** 総務課総務係 (☎ 23 - 2330)

※この事業は、市町村振興宝くじの収益金の助成を受けて実施しています。